

事 務 連 絡
平成27年5月15日

関係都道府県過疎対策担当課 御中

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域自立促進方針の協議及び過疎地域自立促進市町村計画等の提出について

過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）並びに過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）（以下「計画等」と総称する。）の策定については、「過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について」（平成27年5月15日付け総行過第33号総務省地域力創造審議官、27農振第500号農林水産省農村振興局長及び国土地第18号国土交通省国土政策局長通知）により、通知しているところです。

計画等を策定しようとする場合は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第5条から第7条までに定める手続が必要となりますが、その手続等については、下記のとおりとしますので、御対応の方よろしく申し上げます。

記

1. 自立促進方針について

都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「3大臣」という。）に協議し、その同意を得る必要がありますが（法第5条第4項）、その手続は次のとおりとします。

(1) 協議受付時期

第1回：平成27年 7月17日（金）

第2回：平成27年10月20日（火）

※これらの日程により難しい場合は、別途調整しますので、御連絡ください。

(2) 提出文書

- ① 都道府県知事から3大臣（連名）宛ての公文書（原本3部、電子データ1部）
- ② 自立促進方針案文（原本3部、電子データ1部）
- ③ 附属資料（過疎地域の都道府県内おける位置、過疎地域の地域区分、広域計画圏域並びに交通通信網を明らかにした地図）（原本3部、電子データ1部）

(3) 提出先、提出方法

「4. 計画等の提出先、提出方法等」を参照の上、御対応願います。

(4) その他

ア 自立促進方針案に対する同意に係る基準は、「過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について」（平成22年6月11日付け総行過第74号総務大臣、22農振第600号農林水産大臣及び国都地第28号国土交通大臣通知）（別紙）のとおり

りです。

イ 協議に先立ち、自立促進方針の案文について内容の確認を希望する場合は、

- ・第1回の協議に係る分については、平成27年6月17日（水）まで
- ・第2回の協議に係る分については、平成27年9月 1日（火）まで

に、自立促進方針の案文を、電子メールにて「4. 計画等の提出先、提出方法等」の担当者まで送付願います。

なお、事前相談を受けた場合であっても、事前相談における案文と協議における案文が大きく相違することになった場合等は、同意までに時間を要する場合がありますので、御了承願います。

また、協議後に案文の修正等が必要になった場合は、案文の再提出をお願いすることになりますので、あらかじめ御了承願います。

2. 都道府県計画について

都道府県は、都道府県計画を定めた場合はこれを3大臣に提出することとされていますが（法第7条第4項）、その手続は次のとおりとします。

(1) 提出時期

都道府県計画を策定次第、すみやかに提出してください。

(2) 提出文書

- ① 都道府県知事から3大臣（連名）宛ての公文書（原本1部、電子データ1部）
- ② 都道府県計画（原本1部、電子データ1部）

(3) 提出先、提出方法

「4. 計画等の提出先、提出方法等」を参照の上、御対応願います。

3. 市町村計画について

過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちにこれを3大臣に提出することとされていますが（法第6条第5項）、その手続は次のとおりとします。

(1) 提出時期

平成27年 9月30日（水）まで策定分： 平成27年10月14日（水）

平成27年12月31日（木）まで策定分： 平成28年 1月18日（月）

平成28年 3月31日（木）まで策定分： 平成28年 4月14日（木）

(2) 提出文書

都道府県担当課にて①、②、③をとりまとめ、④を作成の上、提出してください。

- ① 市町村長から3大臣（連名）宛ての公文書（原本1部、電子データ1部）
- ② 市町村計画（原本1部、電子データ1部）
- ③ 議決書写し（要原本証明）（原本1部、電子データ1部）
- ④ 提出団体一覧表（別添様式）（電子データ1部）

(3) 提出先、提出方法

「4. 計画等の提出先、提出方法等」を参照の上、御対応願います。

4. 計画等の提出先、提出方法等

(1) 提出先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎2号館
総務省自治行政局過疎対策室

(2) 提出方法

原本については郵送にて、電子データは電子メールにて、上記担当まで提出してください。

(総務省の電子メールの受信データ量の上限は、1通あたり10MGとなっております。データ量がこれを超える場合は、ファイルを分割して送信していただくか、総務省の大容量ファイル転送システムにより提出してください(総務省のシステムを使用する場合は、下記担当者まで御連絡ください)。いずれにもより難しい場合は、CD等に格納の上、上記提出先へ郵送してください。)

(3) 計画等の原本の仕様について

A4版、両面印刷、左綴じとしてください。

(4) 電子ファイルの提出について

ア 電子ファイルは、公文書等と計画等の本文をそれぞれ別ファイルとしてください。

イ 計画等をPDFデータ化する場合は、印刷した紙媒体をスキャナー等でPDF化するのではなく、電子データをPDF化し、PDFの検索機能等が使用できるようにしてください。

エ ファイル名は、次の例を参考に「地方公共団体コード(半角数字※)、都道府県又は市町村名、文書の内容」としてください。(※都道府県は2桁、市町村は6桁)

(例)

自立促進方針：「01 北海道 方針(公文書)」、「01 北海道 方針(本文)」

「01 北海道 方針(附属資料)」

都道府県計画：「01 北海道 計画(公文書)」、「01 北海道 計画(本文)」

市町村計画：「012025 函館市 計画(公文書)」、「012025 函館市 計画(議決書写)」

「012025 函館市 計画(本文)」

5. その他

その他不明な点や手続についての相談は、下記担当まで御連絡ください。

総務省自治行政局過疎対策室 菊地係長、小幡 TEL : 03-5253-5536 (直通) FAX : 03-5253-5537

総行過第74号
22農振第600号
国都地第28号
平成22年6月11日

各都道府県知事 殿

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の過疎地域自立促進方針について、同条第4項の規定に基づき都道府県から協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを判断するための基準を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項の規定に基づき別紙のとおり定めたので、通知します。

過疎地域自立促進方針案に対する同意に係る基準について

過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項の過疎地域自立促進方針について、同条第4項の規定に基づき都道府県から協議の申出があった場合における同意の判断については、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、次の基準により行うこととする。

- 1 当該過疎地域自立促進方針案が、当該都道府県における過疎地域の自立促進のための対策について、法第3条の規定に基づいて推進することとされたものであること。
- 2 当該過疎地域自立促進方針案が、法第5条第2項各号に掲げる事項につき、地域の自給力を高めるとともに公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることができるよう配慮しつつ、当該都道府県における過疎地域の自立促進のため必要な事項について、ハード施策、ソフト施策の両面から定めたものであること。
- 3 当該過疎地域自立促進方針案が、当該都道府県における過疎地域の市町村の現状や施策の動向を適切に踏まえるとともに、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮したものであること。
- 4 当該過疎地域自立促進方針案が、他の諸施策との整合性を欠き、当該過疎地域自立促進方針案に基づく地方公共団体の施策の実施に著しく支障が生ずるものでないこと。